

令和7年度 推奨品選定会実施要領

1 目的

推奨品選定要綱第4条第3項の規定により選定会等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 選定会

(1) 時期 令和8年 2月13日(金) 14時～

(2) 会場 小牧勤労センター3階 大研修室

3 選定審査基準

(1) 部門

- ①菓子・食品
- ②その他

(2) 基準

●菓子・食品については、次の事項について審査する。

- ①郷土色又は観光の魅力発信
- ②趣向（表現の豊かさ・センス・見栄え）
- ③商品と価格のバランス
- ④味覚
- ⑤アピール度

●その他については、次の事項について審査する。

- ①郷土色又は観光の魅力発信
- ②意匠（創造性、美術性、堅牢性）
- ③商品と価格のバランス
- ④アピール度

※更新の場合

更新の場合は、選定基準の2(1)「観光土産品の表示に関する公正競争規約」が守られているかについてのみ審査する。

4 推奨

(1) 推奨 本審査に合格したものを推奨品として推奨する。

(2) 推奨期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

5 出品商品の条件

(1) 出品者

- ①(一社)小牧市観光協会の正会員。
- ②小牧市内に事業所を有する土産品等製造者または販売事業者。
- ③小牧市外に事業所を有する土産品等製造者で会長が認めた事業者。
※③の出品者については、その認否を正副会長会に諮り、会長が認めた場合に審査の対象とする。

(2) 出品商品

- ①小牧山城、信長、家康、秀吉、麒麟の花押、石垣、小牧・長久手の合戦、こまき山(小牧市のゆるキャラ)など小牧の名所・歴史に因んだ商品。
- ②名古屋コーチン、桃、ぶどう、えび芋など小牧の产品を原材料とする商品。
- ③観光の魅力発信に繋がるものとして、会長が認めた商品。
※③の出品商品については、その認否を正副会長会に諮り、会長が認めた場合に審査の対象とする。

(3) 出品数

一事業者につき3品目以内とする。

(4) 商品の表示等

食品衛生法(昭和22年法律第233号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、観光土産品の表示に関する公正競争規約(昭和41年公正取引委員会告示第6号)、その他関係法令に定める基準に適合していること。

6 申込方法

推奨品認定要綱第6条第1項で定める推奨品認定申請書(様式2及び様式3)に必要事項を記入し、商品の内容のよくわかる画像を添付のうえ、協会へ申し込む。

7 結果通知

- ①認定結果は、選定会翌日、郵送にて出品者に通知する。
- ②推奨品には、認定書を授与する。

8 臨時選定会

必要に応じて臨時に選定会を開催することができる。選定委員は正副会長会委員とする。これにより認定された場合の認定期間は4で定めた期間までとする。既に認定を受けている事業者が臨時選定会により追加で認定を受け、認定数が5(3)で定めた出品数上限を超える場合については、認定の期間内に限り特別に認めるものとする。

(問合せ先) (一社)小牧市観光協会事務局
〒485-0029 小牧市中央1-260
TEL(0568)39-6123 FAX(0568)39-6124
mail: komaki_kanko@arion.ocn.ne.jp